

## 令和8年度テレビCM制作業務仕様書

この仕様書は、「令和8年度テレビCM制作業務」（以下「業務」という。）の仕様を定めるものであり、業務の受託者は本仕様書に従い業務を遂行するものとする。

- 1 業務名 令和8年度テレビCM制作業務
- 2 業務目的 ボートレース下関及びモーヴィ下関の訴求力向上及びイメージアップを図るため、新たにCM素材を制作するもの。
- 3 業務期間 契約締結日から令和8年12月4日まで
- 4 業務場所 ボートレース下関
- 5 コンセプト

業務目的を踏まえ、明確なコンセプトのもと、次の要素を取り入れた内容で、効果的にPRできるCMを制作すること。

### (1) ボートレース下関

- ア ボートレースファンだけでなくボートレースに興味がない層にも幅広く認知を図るものであること。
- イ 若年層及び女性に対するボートレース下関の認知度向上を図るものであること。

### (2) モーヴィ下関

- ア ファミリー層に対するモーヴィ下関の認知度向上を図るものであること。

## 6 業務内容

### (1) ボートレース下関のCMについて次の版制作すること。

- ア 15秒版及びぶら下がり尺（4秒程度）確保版
- イ 30秒版及びぶら下がり尺（4秒程度）確保版
- ウ 60秒版及びぶら下がり尺（4秒程度）確保版

### (2) モーヴィ下関のCMについて次の版制作すること。

- ア 15秒版
- イ 30秒版
- ウ 60秒版

### (3) CM制作に付随する連絡調整、取材、撮影、編集及びグラフィック作業等の業務一式

### (4) 制作したCMを記録したDVD及びBD（ブルーレイ）の複製及び納品

### (5) その他上記業務に付随する業務

## 7 提案上限額

5,280,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む）

## 8 その他の事項

- (1) 各業務の詳細は、下関市と協議して決定すること。
- (2) 本仕様書は委託業務の大要を示したものであり、本仕様書に定めのない事項または業務上疑義が生じた場合は、速やかに下関市と協議するものとする。
- (3) 当該業務に必要な機材及び消耗品等は、受託者にて準備すること。ただし、当ボートレース場内施設で下関市が認めるものについては、使用することができる。
- (4) 本業務に使用する機器類に必要な電気及び上水道等については、当ボートレース場の提供とする。
- (5) 制作したCMは継続的に放映する予定であるため、原則として使用期間の制限のある提案は不可とする。
- (6) 本業務の実施に関し、著作権の発生するものは受託者が責任をもって対応すること。